

## 第1回 生駒市景観計画専門部会 会議録

1. 日時 平成21年10月23日(金) 9時30分～11時40分
2. 場所 生駒市役所4階 403・404会議室
3. 出席者
  - (委員) 久部会長、下村副会長、嘉名委員、大原委員、樽井委員、福本委員、植田委員、大西委員
  - (事務局) 佐和部長、森本次長、林課長補佐、高谷主査、百瀬主任(以上、都市計画課) 山口、松本、市川(以上、パシフィックコンサルタンツ株式会社)
4. 欠席者 なし
5. 会議公開 公開
6. 傍聴者数 1名
7. 部長挨拶
  - ・第1回専門部会にお集まりいただきありがとうございます。
  - ・生駒市では、6月に県内初となる「自治基本条例」を制定し、来年4月に施行する予定。
  - ・また、現在本市の将来像を見据え、第5次総合計画を策定中であり、この総合計画と自治基本条例を中心にまちづくりを進めていくこととなる。
  - ・この部会での議論が、10年先、20年先の生駒の良好な景観をつくっていく上で指針となるものであることから、活発な議論をお願いしたい。
  - ・なお、総合計画の策定作業が遅れていることもあり、来年度末という期限にはとられずに、できるだけぎっくばらんに議論を行っていただきたい。
8. 議事内容
  - ・ 部会長挨拶部会長：おはようございます。全体会議だと人数が非常に多いのでなかなか発言するのをためらうところがあるが、部会になって人数が非常にコンパクトとなったので、どんどんご意見をいただければと思っている。
  - (1) 副部会長の選出について
    - 要綱第7条第7項の規定により下村委員を副部会長に指名。

(2) 景観計画について

・資料「生駒市の景観関連計画の概要」について事務局から説明

・資料「景観計画の策定について」について部会長から説明

委員：部会長のおっしゃられた、代表的な景観に対する地域の特徴的な部分についての考え方は非常によくわかった。そのコンセンサスをとる中で、特徴ある規制ということを考えていくわけだが、数値的な基準で物事を考えていくのか、それともあくまでも理念の中で動いた方がいいのか。というのは代表的な部分、例えば生駒山とか城とかという部分に対しては数値的なものというのは比較的やりやすい。ただ、一般的な部分に対しては数値的なものは非常に出しにくい。この制度をとるときに、理念的なものだとよくわからないのではないかな。

部会長：数値的なものは基準の内容がわかるだけの話であって、なぜそうなのかというのはなかなかわからない。例えば、全然違うことを言うが、昔高校の校則があったと思うが、その校則にも訳のわからないものがあつた。例えば、女子学生の靴下の長さがくるぶしから 15cm 以上なければいけないとか、なぜ短いといけないのかという話が説明もなく 15cm という数値が出てきている。景観もそうならないかと思っている。例えば、どういう方向に持って行きたいのか、どういうふうにしたかという大きな方向性があつて、それに対してどういう基準が必要かというような 2 段階になっていくと思うので、両方いると思う。今まで都市計画的な基準というのは数値的なものだけが表に出て、理念とか理屈がついてこないという部分で、逆にそうなる納得してもらうのが弱くなってくると思う。まずは方向性とか理念というのをしっかりと打ち立てたい。そうすると数値でいくよりもどういうまちにしたいのか、どういう景観になっていきたいのかということを中心に話していきたくないか、どう変えていきたいのかを数値ではないところで将来像を語って行って、合意形成を図っていく。それに対して道具として、数値基準というのが出てくると思う。

委員：また違う観点になるが、今、生駒の話をしている時に、郡山城と姫路城、彦根城といったものと比べた時に、相対的な価値というか絶対的な景観基準が必要なのか。それともそれはあくまでもひとつの地域の中、まちなのかもっと小さなものかはわからないけれど、小さなコミュニティの中での価値基準で物事を考えていいのか、もっと全国的レベルとか、近畿圏の中など、これは絶対的に守らなければいけないということがあるのか。例えば、普通の景観というのはコミュニティの中での景観でいいとなった場合に、規制的なことまで持っていかななくても、話し合いでやれないか。例えば、滋賀県でやっていた集落景観のような、景観整備の動きが起きる前にやった事例があつたと思う。あそこでやっていることという

のは、部会長がおっしゃられた水とか緑とかいうものをみんなで守っていくというような話だった。その辺のところを教えていただきたい。

部会長：これは実は国の方、特に文化庁が大切なものという概念をかなり大きくこの十数年で変えてきている。私たちも文化庁と一緒にいろいろ検討してきた。数分いただいてそのあたりの流れをわかっていただくと今のご質問の答えになると思う。まず私たちがやったのが、伝統的建造物群保存地区の制度を作ったこと。今まで重要文化財とか国宝というのは、偉い先生が学術的に、あるいは歴史的にとっても大切にしないとイケないものに対してお墨付きを与えてきた。それだけでよいのか、もっと身近なところで大切にしていけないとイケない、守っていけないとイケないものがあるのではないかとということで、昭和40年代に作らせていただいたのが伝統的建造物群保存地区。これはどういう考え方かというと、1つ1つの建物は学術的・歴史的に価値がないかもしれないが、それが群になってまとまったことにより価値がある。そういうものを守っていききたいというのが伝統的建造物群保存地区制度。さらに数年前に作らせていただいたのが、登録文化財制度。登録文化財制度というのは、指定ではない。登録してくださいということ。もっとお気軽に、指定されると釘一本打つなとかいろいろ厳しくなるので、登録文化財はもう少し緩やかに、外観だけ守ってもらえば裏側や室内は自由に改造してもらってよい、場合によっては登録なので、指定ではないので、もうやめたということになれば登録を外そうという形でお気楽な制度として使ってもらえないかということで登録文化財制度を作った。実際に箕面で登録文化財で登録を外してほしいという話が出てきた。私たちは悩んで、説得はしたが、どうしてもとおっしゃるので、登録文化財制度はきついことをいったら登録文化財制度の意味がないので、仕方がないですね、それでは登録を取り下げの手続きに入りましょうかということで取り下げたこともある。さらに先ほどのお話で、重要文化的景観という制度ができた。棚田などを文化的景観として守っていこう、大切にしていこうというような話になってきたので、より身近なものを地域の方が大切に思っているのであれば、偉い先生がお墨付きを与えなくても地域みんなで守っていこうと文化庁もだんだん文化財の考え方を変えてきている。さらに、金沢市はもう1つ先へ行こうということでこまちなみ条例というのを作った。こまちなみの「こ」とは「ちよつとした」ということで、登録文化財にもいかないけれど、まちの中で大切な町並みとか建物があって、それは金沢市の独自の制度、条例の中でこまちなみ建造物ということで決めて、そんなに厳しい制限はかからないので、大切にしてくださいねというぐらいのお願い事で決めていく制度。おっしゃるように昔はガチガチの牽引つけた制度だったが、文化庁が何を言おうと、地域の人が大切にしているものなら自由に文化財にしてください、守ってください、地域の努力でがんばってくださいというように文化庁も変わってきているので、景観計画でも私た

ちが議論させていただいて、市民全員に呼びかけないといけないと思うのは、生駒市民として何を大切にしたいのかをみんなで共有していくことが重要になるということである。

委員：今、目に見える景観という話を中心だが、目に見えにくいとかいろいろな文化財があると思うが、目に見えている小さい部分、例えば道標みたいなもの、特に生駒の場合、大阪と奈良との間に入っているような道がある。その残骸といたらおかしいが、その記憶に残るものといえば道標ではないかと。これは意見ではなく要望だが、道標とか過去の道というものと景観のあり方というのを少し重要視していただけないかというのが希望である。

部会長：先ほどの伝統的建造物群保存地区の指定制度の中では建物の保全だけでなく、そういう小物の指定もできる。環境物件と呼んでいるが、例えば石垣や石段、路地、祠、そういう小さい物件でも、その街並みには非常に重要なものとなるので、建物だけでなく小物までも指定できる。実際に九州大学の西山先生が山口の萩、福岡の大宰府を中心にそういう小物を拾い出して、地図に落とし、こういうものが大事だと市民に呼びかける活動をしている。この前西山先生と話をしたが、それで何か指定に持っていくのかと聞くとそこまではいけないだろうと。ただ、リストアップするだけで大切だということを訴えかけて、守ってもらえ、守ってもらえないというのは市民の自発的な行動で考えてもらえ以外にないかなと。そういう小さなものを一方的に守れというのは持ち主の方のコンセンサスが得られないので、こういう計画とかマニュアルなどでこの地域ではこういう小物が大切ではないかということで、調査をしていただいて、リストアップしていくというのは価値があると思う。ただすごく人手がいるので、大変な作業となる。

委員：基本的なことに戻って申し訳ないが、この景観計画専門部会のゴールはどこになるのか。ひとつの冊子としてまとめるのか、どういう形でゴールを考えているのか。

部会長：それを皆さんと話し合っ行って行きたい。一番簡単なのは、第8条に基づく4つを決めたらいいだけで、そんなに時間をかけずにできると思う。さらに、先ほどおっしゃったところまで行こうとすると相当時間がかかるし、調査もしっかりしないといけないので、その辺りいくつものレベルがあると思う。今回どこまで一緒にさせていただくかをまず最初に皆さんと話し合っって合意形成を図る。最低限の目標は景観法第8条に基づく4つの項目をしっかりと議論して、景観計画をまとめ上げる。後は時間をかけてもいいと思う。この景観専門部会なのか、景観計画の策定委員会のようなものを別途設けるのかは事務局とご相談をさせていただくが、過去の景観に関連する計画策定作業でも3、4年かかっている。5年以上かかっているかもしれないが、これをしっかりと作り直すというのは相当時間がかかるし、労力もかかると思う。私の個人的な意見を言わしてもらおうと3つぐらいあるかと

思う。1つは景観法第8条に基づく景観計画をまず作る。そこでいったん区切らせていただくというのが1点。2点目としては、これだけたくさん冊子があるので、これを位置付けるのか、分冊になっているものを合本して景観基本計画とか景観計画という名前にするというのが2段階目。それから、3段階目は先ほど言ったように、相当時間をかけてしっかりとした景観計画を作る。事務局サイドの思いもあると思うが、時間をかければかけるほど建物がどんどん建っていったり、緑がなくなっていったりするんで、早急にやろうと思うと先ほどの話を何段階かに分けてまずは第8条の景観計画をしっかり作り、しっかり抑えてそして徐々にバージョンアップしていくというやり方もあると思う。そのあたりは皆さんとの話し合いの中で決めて行きたい。事務局も遠慮がちにこれを出されたのは、事務局がこうしてくださいという案はあまりお持ちではない。皆さんで決めていただきたいということで委ねられているというように解釈している。

委員：少し絞っていただかないと我々もどういう内容の何をしゃべっていいのかと思う。フリートークで何でもいいのでしゃべれと言われると全然関係ないことを話したりすることもあるので、まずポイントを絞っていただきたい。例えば景観計画についてしゃべれと言われても、我々も初めてのことなので、わかりにくいところもある。その辺を絞っていただいて、これに関してどうなのかと指示していただくほうが我々もしゃべりやすいと思う。それがどこに結びついていくのかわからない話をしても意味がないと思う。

部会長：今の投げ方はまずは私や事務局の説明に対して理解や共有をしたいので、わからないことは質疑応答の中で意見交換したいというのが1点。その後先ほどお話しした景観計画についてというのは内容ではなく、まず景観計画の専門部会としてどういう落としどころにするかというのをスタートラインで共有しておく。そうしないと内容まで踏み込めない。今日は時間がないと思うので次回ぐらいで私たちのとりあえずの景観計画のまとめ方や落とし所をどうするのかというのがこの景観計画についてという言葉の意味である。

委員：先ほど先生のお考えを聞かせてもらって、先生のお考えはわかるが、それでこの部会をどのように進めるということなのか、素人なので、箕面の例を出してもらっても高さというのはどこからの高さを言うのかわからない。総計が遅れているのでゆっくりやったらいいという総計との絡みなりももう少し説明いただかないと、私もどういう発言でどうしていいのか、今後の部会の進め方について聞かせていただいた方がいいと思う。

部会長：今日はある意味で特殊かもしれない。景観を作っていく、景観をよくしていくというのはこういうものが必要だという全体的なご理解を共有したいということで特に私からは総花的にいろんなことの組み合わせがいるということをお話しさせていただいた。その中ですべてをやるのではなく、景観計画専門部会としてまずや

らないといけない作業は景観計画の素案を作ること。景観計画の素案をどの内容、どの範囲で作るのかというのを議論したい。事務局もこうしてくださいということと言わないし、私も個人的な整理はさせていただいたが、座長がこうしろということと言わないつもり。ですから皆さんと話し合いながらまずは景観計画の範囲を絞り込みたいと思う。

委員：私は今話を聞いていてざっくりとよく全体がつかめたと思った。市民の立場としては、まず景観計画の法的なところだけは最初にきちんとひとつの冊子をつくるのが良いと思う。事業者とかマンションを建てる方とか家をいらう方とか、早急にそれがマニュアルになってくる。まず規制の部分を作ってしまうと、その後、全体的なところをやって、その全体的なところを決めた後、必ずみんなの合意を取れるような、コンセンサスを取れるような仕組みであったり、プロジェクトであったりを動かしていくようなものを作って、そこまでやってこそ動くのだろうと思う。まず規制の部分だけ急いでやるほうが良いのではないかと思う。

委員：規制というのは、ここの3番目の行為の制限に関する事項ということか。

部会長：そうです。ここを重点的にしようと思うと次回にどういう内容になるのかというのは事務局との相談になる。例えば具体的に言うと届出の制度になる。大きな建築物だけを対象にした高さ10m以上のものを届け出ていただいて、基準にあっているかどうかチェックをさせてもらえるようにするとか、15mが良いのか20mが良いのか、全部の物件が景観の届出をするようにするのかとか、まず行為の対象を決めてもらいたい。また、地区ごとにメリハリをつけていくのかどうかとか、基準の内容、色はどうするかとか緑のデザインの仕方とか、かなり具体的なことが第8条の3項のところに出ている。案を出していただきながら、詰めていくという作業も時間がかかる。

委員：戦略戦術とあるが、戦術までのことをしゃべっているとおそらくまとまりきらないと思うし時間がないと思う。ただしゃべる中にはそれは出してきてしゃべることになるのか。最終的にどのへんでまとめきれんかは座長で判断されると。

委員：今の説明で景観というのは理解できたが、景観法というのは規制をしようというところがあると思う。そうするとそこで考えるのは、文化財等は保存しようという発想、ある意味で規制をかける、その発想ともうひとつはまちづくりという発想がある。まちづくりというのは必ずしも文化財のように規制をかけるというよりはみんな一緒にやりましょう、いわゆるコンセンサス型で付け足していくという発想に立つのではないか。そこのところの発想の原点だが、これからのまちづくりを考えた時に、保存も大事だが、一方で市民がものを作り出していくという両てんびんにかけて先に規制だけを先にやると反発をくらし、その辺りの手順、進め方は非常に難しいと思う。そこのところをどう考えて計画を進めていくのか。私は小さな地区の規制であれば市全体としてあまり影響は出ないのでそれはそれ

でいいのかもしれないが、まち全体の発展を考えた時に一部分の地区を保存するという議論だけで本当にいいのか、全体的な整合性を取っていかないといけないという問題もある。そこのところはどうか。

部会長：今日は規制の内容を詳しく言うともた話が混乱するので、建築物の新築に対する制限の内容は言わなかったが、広くやろうと思うと最低限守ってほしいことというのがある。例えば真っ赤な建物を建てては困りますとか、あるいはごみ置き場が見苦しくないようにしてほしいとか、道路沿いに緑をしっかりと植えてくださいとか、それなりに景観を良くしていく為に必要な最低限の決まりごとはある。そういうことをまずは基準として決めるということ。先ほど言ったが、今もどこかで設計をしているし、工事をしているので、どんどん新しい建物が増えていく。これから建つ建物はやはり景観に配慮しながらひとつひとつ作っていくことによって、何年かかるかわからないが生駒のまちの景観がよりよくなっていく。その時に1軒1軒これから建てられる時に、どのようなルールを守っていただくことがふさわしいかというのが第8条の3項の制限であり、一部の特定のものを守っていくための制限ではない。

委員：まちをどういうふうなデザインにしていくかというのがあって、それに沿った形の建物にしてくださいという規制になっていくのか。

部会長：どういうまちにしたいかというレベルによって内容も連動してくる。先ほどお話にあったように地区でしっかりつくるのが理想。それは景観地区とか別の制度である。そうではなく、生駒市全体となってくると、基準としても最低限守ってもらわないといけない基準とならざるを得ないので、その辺りはどういうレベル、内容で決めるかによって基準が変わってくる。まずその基準からいこうという話であればいろんなタイプがある。おそらく事務局は今まで指導されているので一定の基準はあるはずであり、それを次回出してくれというのであれば、今こういう基準でお願いしているという話を出していただけたら、たたき台にはなると思う。まったく白紙ではないということは共有できている。過去に景観に関する計画を作っているし、もうすでに指導もやっている。成果があるのでそれをどういう形で仕立て直してオーソライズし、正式なものにしていくかというのが我々景観計画専門部会の重要な内容になる。

委員：計画で規制をかけていく、まず今あるものを私たちが理解しなければいけない。それプラスアルファ他の地域の先進的な事例であったり、こういうことをやっていったからすごくいい街並みになっていったという、法的な面でこれにかけていったがゆえにこうなったというものがもし事例であるようであれば勉強したい。

部会長：事務局としては数年指導をやっていただいていると、最初届けてきた時はこうだったが、こういうふうに変えていただいたといった事例はお持ちか。

事務局：どうしても、行政の場合は、条例が法的根拠になる。しかし、景観に関する計画

はお示しさせていただいているような計画を作っているが、根拠的なものではないので、お願いが大半である。事業者からの開発行為の届け出があればせめてこうゆう地区ではこうゆう形のものも考えて下さい。事業者との開発事前協議等でのお願い事項となっている。開発行為の中には、事業者との協議の中で、個別적으로는、景観に配慮した緑地保全や緑地法面については建築物を建てないでくださいとか、地域によっては屋外広告物の上乗せ規制や地区計画の指定協議を行い、これまでに21地区し、他市に比べても多いと思う。いろんな形で、土地利用についてはお願いしているが、都市計画法によるものは規制をかけられる。今回は、景観法ができ、生駒市もこれまでいろいろなことをやってきたが、もう一度生駒市の景観についてどうゆう形で進めていくか考え、都市計画マスタープランと並行し策定しているので、景観についても景観法による生駒市独自の景観計画を今までやってきたことを踏まえ、皆さんの意見を伺いながら作りたいというのが市の思い。この11月1日から奈良県の景観計画が施行され、生駒市も景観計画に入っているので、奈良県の景観計画を踏まえながら生駒市独自の景観計画を景観法の8条を念頭に置きながら作りたい。デザインマニュアルなど今まで作ってきたものとの整合をどう図るかが課題と考えている。

部会長：おそらく先ほどの説明は3番の今後の部会の進め方になってくるが、組み込もうとすると、実際に他市でどういう基準を作り、どういう運用をされているかという事案がいっぱいあるので、その中でこれがあるのかというデザインや景観になっているという事例を示させていただきながら、だからこういう基準が大切だということを説明していただければと思う。事例も入るし、基準自体もよくわかってくると思う。そういう組み合わせで次回以降、先ほどから議論されているように何でもかんでも最初からやると非常に時間がかかるので、最初は第8条の第3番目に絞らせていただいて、議論させていただくというのが一番わかりやすいのではないかという気がしている。

委員：今まではお願いごとであって、これからは罰則をかけられるようなものを作っていくということになると、これまで、建物を建てたいということで行政とやり取りをする中で、お願い事をしていったけれどうまくいかずこうなったとか、これが法的な根拠があればよかったのと思うような過去の事例があれば教えていただければ、それに対して次、どう動いて、こういう罰則をつけましょうと議論できるのでは。

事務局：都市計画法というのを考えていて、法律の中でその地域ごとに規制をかける。生駒市の場合も高さについては一種低層、二種低層は10mで、それ以外も高さ制限を設けている。いろんな形でその地域ごとに規制はかけている。その上で地区計画という制度があり、現規制を踏まえながら地域でもう一度地域のことをお話し合いになり合意事項の中で上乗せをしていく。市としては建ててはいけないとい



う法律があったらいいのにとはなかなか言いにくい。特に今井町とか奈良市のならまちとかそういう代表的なところは地域の中で規制をかけることはやりやすいと思う。生駒も景観に関する資源がたくさんある。それを持っていこうかなというのものもあるし、自然的な要素もあるし、社会的要素もある。生駒市の歴史的文化もあるので、どういう形でその地域をどう超えていこうかという話もある。まずは、怒られるかもしれないが、区域については生駒市全域を対象に景観についてまずはご議論していただければというのが1つ目。そして順次内容について話を進めていく。行為の制限についてご議論を先にするのも作り方の一つである。

部会長：先ほどのご要望で言うと、生駒市の事例が難しいのであれば、私や下村副部長、嘉名委員は具体的に他市で景観アドバイザーという形で設計者さんなどと直接対面してお願いした経験があるので、これはうまくいったとか、こういうとき苦戦したのでこうなったという事例を下村副部長や嘉名委員に紹介していただきながら、今日も勉強会的になったが、2回目も規制という内容にターゲットを当てながら勉強会にしてもいいのかなという感じもしている。

委員：この前一度バスで市全部周らせていただいて、私自身の感じだが、生駒市は景観で地区計画されているのできれいだと思った。アップダウンもあるところで、それはそれで変化がつけられるので、反対に面白い景観ができると思った。こういう場合に困っているというものがあれば出していただいて、それに対してどう対処していったらいいかということである。我々自身が生駒市として今何が困っているのかわからないので、その辺も意見として出していただければそれに対する対処もできると思う。見た範囲では、生駒には特に変な看板があるわけではないし、結構きれいなところだなと思っている。縛りをかけないためにこういうものを作っておきたいという気持ちもわかるので、こういうところが困っているというのであれば我々も意見として言いやすいと思う。

事務局：困っている部分として、まず我々が思っているのは景観政策をどうさしていただくか。まず市民の方に景観とは何か、市民サイドから見たらいろんな形で景観と言葉は流れるが、実際に市民の方に景観に関心を持っていただきたい、ご理解をしていただきたい。景観でもいろいろあると思う。個人によって違う。眺望景観もあれば、建物景観もある中でやっていくが、今おっしゃっていただいたように、生駒の場合恵まれた自然景観の中でこれだけ発展してきた。いろんな形でいろんな地域の景観もある。これからの10年20年先を見たときにさらに生駒の今の景観を保全するのか創造的に考えていくのか、いろんな地域ごとの考え方が出てくる。将来に向けての方向付けというのは、非常に我々が困っている景観というものもあるが、それ以上に将来の生駒市において景観がこうあるべきだというのが大事。その中で今の景観に対してもある程度守っていく規制も必要ではないかというのがある。

委員：答えにくい質問をしているついでにさせていただくが、部長などは地域整備課でワークショップとか、再開発、まちをきれいにする条例のことなどいろんな立場がある。次長なり補佐はいいが、部長は片方でこうやって向こうではこの計画でいくとなるということについてどのように考えているのか。

事務局：景観を守る側ではあるが、特に駅前においては再開発で一時は 70m級の建物を建てようかという話もあった。その中で、現在は高度規制 40mとあるので、建物の高さは 40mを守って、また、景観に配慮した建物にしていくということで現在も検討を進めている。ただ、景観というのは非常に難しい概念があるので、その中で今現在はワークショップ等も開催させていただいて、たくさんの方々の意見をいただきながら景観に配慮したものにしていきたい。もう一方では、県の景観条例が 11 月 1 日から施行されるのでその趣旨等も勉強して、それに合うようなものにしていきたいということで取り組んでいる。

部会長：具体的に話をすると、高さを抑えるというのは都市計画の話で、40mの建物を細長く建てるのか、タワー上にずっと建てるのかでは見えが違ふ。後ろの山並みが見えるようにするためにはすらっとタワー状にしてもらった方がいいが、多分上がマンションになるのでマンションは盤状に建てたほうが売れ筋。どうするのかという話が出てくるが、タワー状にした方がいいのか、盤状にした方がいいのかという観点は景観のデザインの問題になってくるので、例えば盤状はだめでタワー状にきなさいというところまではなかなか書き込めない。山並みへの眺望に配慮することという一項目を基準として書き込んでおけば、盤状が出てきて山が見えなくなるとは困るということが言える。そういう手段として景観法に基づく制限がある。

委員：規制というところで、今後将来において建物を建てられる時に、地域の特性に合わせた建て方にしてほしいとこれからのものに対して規制をかけていくというのはわかる。しかしその議論だけでいいのか。やはり長期的なまちを考えていく時に、これから建ってくる建物とか道路のあり方、おかしい建物をやめようとかは必要だが、その議論だけを先行させていいのか。市内には伝統的建造物とか、自然景観とかが現実にあるので、そういったものの魅力をどうやって高めるかを議論の後に置くのではなく、並行的に考えることが生駒のまちだと思う。市民の感覚というのも生駒の景観と言えば、生駒の山を中心に緑に対する希望が非常に高いので、その辺りを並行に考えないといけないと思う。

部会長：おっしゃるとおりだが、先ほどから申し上げているように膨大な時間がかかる中でまずはどうするか。第 8 条に基づいて作る時も勝手に 3 番の制限がかかるわけではなく、2 番目のところに良好な景観の形成に関する方針というのを書き込まないといけない。この大きな方針があるから制限がかかるという 2 段階構えになる。おっしゃっている大きな方向性はこの 2 番の議論の中でせざるを得ない話だと思

う。先ほど一番細かい話、石垣がどこにあるのかというレベルの話にまで行ってしまったが、そうではなく、ざっくり生駒の特性を捉えた時にいったい何か、これを守るために3番の制限がかかるのだという順番になる。おそらく第8条だけ考えていっても内容的に入ってこざるを得ないかなという感じはする。

副部長：部会長と同じような考えだが、みんなが、生駒の景観はどうあるべきかという共通認識や理解があれば本当は放っておいてもいいと思う。守るべきものはみんなですべて守っていくし、新しくできるものについては、そういう生駒の景観のイメージや思いを基に景観を作っていくことができると思う。しかしそうならない可能性があるので少し大枠を決めていくというので3項のところ最低限守っていただいたらこういう景観が守れて、さらに作っていくときもある程度規制をかけて景観が整っていく、部会長がパワーポイントでご説明いただいたことをやっておけばまずは最低限は抑えられるのではないかなと思う。それから、まだ全部は拝見していないが、過去の計画も、他市に比べて非常によくがんばっておられる内容で、充実しているというふうに拝見していて、これを無駄にするというのはないだろうと思う。これは個人的な意見だが、これを活かしながら、総合計画、都市計画マスタープランの動きに合わせて次に進めていけばと思う。先ほど申しましたように、みんながこんなまちにしたい、こんな景観にしたいというのがあれば、これを守るために今回景観計画で最低限こういうことをやりましょうとなる。今後それを実現していくためにはということで、デザインマニュアルなどがあり、実際にやっていく時にこういうふうにしたらこういうのができるというマニュアルの役割を果たしており、だいたいストーリーは整っている気がする。後は部会長がおっしゃっていた啓発活動になってきた時に、こういうことをしましょうかという話がここにも記載されているが、具体的にどう取り組んでいくかという今の事例と今後どうしていくかは後に残しておいて、これからのアクションとして順次詰めていくような作業になってくるのかなというのが私の個人的な意見である。

委員：計画を作るというのがミッションで、策定委員会の設置要綱も景観計画を策定するとなっている。景観計画を策定しなければ我々はさぼったということになる。景観計画とは何かというと、たまねぎの皮をむいていった時にとにかくこれがないと景観計画を作ったとは言えないというのが先ほど部会長がおっしゃられた景観法8条。とはいいいながら、どうもほかのものと相当絡まりあっているのは確かです。むいたところだけを議論するというのは難しい。そうはいいいながら、既にやっている話もあるのでむいたところをまずやりたいということで、まず皆さんが全体像を理解するということが必要ではないかなと思う。その上でたまねぎの部分で議論しましょうと、たまねぎの芯の部分、たまねぎという例えはよくない、むいていくと何もなくなるがちゃんと芯があるわけで、その芯の部分を議論しましょうという構造になっていることを共有しておいたほうがいいかなと思う。我々

のどうしてもやらないといけない仕事は芯の部分であるが、周りの部分もちゃんと理解しておかないといけない。本筋の議論と関係ないのではないかとこのころに飛ぶかもしれないが、種の部分をちゃんとやるという意味で重要なことはやっておけばいい。その意味で気になるのは生駒市の景観的な構造とも深く関わるが、相当ほかの制度との総合依存性が強い。国定自然公園とも絡むし、都市計画の高度地区とも絡むし、実際には地区計画を主体に使っておられる。つまり、景観法の 8 条と関係ないことで景観を維持している。そのことはみんな最初共有したほうがいい。そうすると 8 条の部分でやらないといけないことは何かが見えてくると思う。それをやった方がいいということと、後、他市の事例で言うと景観条例というのを作る。景観法の 8 条に関連して言えば、景観法の委任条例というのを自治体で作るという形で手続きを定める。委任条例だけでやっているパターンと委任条例プラス自主条例つまり市民への普及啓発などを盛り込んだり、景観資源などを位置付けたり、独自の施策をどんどん景観条例の中に入れていく例もある。最終的にどちらのスタイルになるのかというのは条例の案ということになるので、それも含めて議論していいということならそれはそれでいいがもし方針があるのならそれに沿ってやったほうが回り道はないのかなという気がする。1 つテクニカルな話で言うと、生駒市の場合は、地区の指定の仕方が難しいかなと思っている。普通は A 地区、B 地区、C 地区と明確に線を引いて景観の地区指定をする。ところが生駒市の場合は結構総合依存性が高いというのがあり、借景的な構成があるので、地区に対する制限の仕方の考え方が結構難しくなるかなという気がしている。それはそれで 1 年ぐらいかかってしまう気もする。そういう意味では発散する議論ばかりやるとそれはそれで我々は理解できるが、議論が前進しないということもあるので、除々にということだろうが、いくつか議論を収束させていく上でこれだけはちょっとという話の議論が必要かと思う。それだけで 3 回 4 回かかってしまうような議論がいくらでもあると思う。

### (3) 今後の部会の進め方について

部会長：今までみなさんのご意見を聞いていると私たちの最終の一番わかりやすいターゲットは第 8 条に基づく景観計画を作る。これは最低限しましょう。そこが共有できている。そこまでいくプロセスとして時間をかけて議論するという話もありかと思っている。乱暴な言い方だが、もうすでに他市で多くの基準を作っているので、それを横の表にして生駒はどれを取るのかという話だとそんなに時間がかからなくてできる話もある。そこまで全体像を共有しておきたいと思い、今日は私が全体像を説明させていただいたが、嘉名委員にはお手数おかけするが今言ったように都市計画全体の絡みの中で景観計画はどうか。そんな勉強をさせていただければ。例えば地区計画はどうなっているのか、高度地区はいったいどうな

っているのか、我々はこの部分が抜けているのではとか、この部分をどうやって補っていけば景観計画ができるのではないかという部分をレクチャーいただきたい。それから下村副部長は、一緒に緑の基本計画を作らせていただいております、生駒は緑を守る守らないは切っても切れない要素なので、緑とこの景観計画がどう関係しているのか、どう役割分担できるのかという話を次回させていただければ。ちょっと時間をかけてもいいなら2回目は都市計画観点、3回目は緑の観点ということで、しばらくみんなが共有したほうがいいのではと思う。

委員：今は色の指導はやっていないのか。

事務局：風致地区という指定をしていて、風致地区条例を持っている。県がしているのだが、その中では、建物の形態、陸屋根を廃止しましょうとか、コンクリートよう壁であれば打ちっぱなしはやめて何かを吹きつけましょうとか、そういう風致地区条例の及ぶ風致地区内においては一定制限をかけている。その中では建物の色なども規制が行われている。

委員：風致地区ではやっているということですね。

事務局：景観を議論していく中では風致地区条例の内容についても少し議論していったほうがいいのかなと思う。

事務局：都市計画で規制をかけている。国定公園もあるし、近郊緑地もいろんな形の規制があるが、そういうのをもう一回示させていただいて、生駒市には今現在どういう規制があるのかを資料として示す。

部長：都市計画的なことで理解しないといけないことがいっぱいある。都市計画で時間がいっぱいいっぱい。

事務局：いっぱい出てくると思う。規制内容のことについてはいろいろ持っているの細かいはいけないかもしれないが、用途ひとつでもご議論いただければ。

部長：次回は都市計画の内容にさせてもらう。事務局側もそれに基づいて生駒市はこういうような内容になるという情報を提供してほしい。そうすると逆に我々がやらなければいけないことが絞られてくる。全体がわかってくるし、その中で我々景観計画専門部会がどこをターゲットに向かっていくのかというのものもあるし、先ほどのお話のように、ここまでがんばっているがこの辺りはもう少しがんばりたいといった話も見えてくる。次々回は下村副部長で。事務局が時間をかけていいとおっしゃっているので。最初は勉強会をしていかないと。

事務局：景観法に基づく部分を考えていただくが、それをまとめるまでにご議論いただいたほうが。作り方の事例も用意してますので。

部長：話が混乱するので後3回ぐらい後でお願いしたい。

副部長：次々回になると思うが、市の方にご協力いただいて、以前久部長とも一緒にさせていただいた緑の市民委員会の方で周辺の近郊緑地や自然公園といった話をさせていただいたこともあるが、私の話は、山側でどういうふうにして山の自然を守ら

れているのかといったところが中心になると思う。事務局の方にもご協力いただいて、都市サイドの市街化区域として、区域内は嘉名委員中心に、調整区域等は、線を引いていいのかわからないが、一緒に考えないといけないので、緑についてどう守られているか、どういう風に緑を考えていったらいいのかというようなディテールの話をして30分ぐらいできればと考えている。ご協力いただいて準備させていただきたいと思う。

事務局：視察もいろいろみていただいたら結構かと思う。前は時間的な制限もあり、主だったところしか見れていない。もう少し細かく、西畑の棚田もあるし、そういうところを見ていただいたらと思う。

部会長：緑の市民会議は9時半から12時まで2時間半。皆さんにご異論なければしっかり2時間半使わせていただいて、1時間しっかり聞いて後1時間半議論という手もある。せつかくの機会なので。

委員：ここの部分だけ作るというのは賛成だが、その時にこれまで作った計画の改訂をするとか見直すということの必要性が出てくる。短期的に2年間なら2年間でこういったものを作る。それ以後の中長期的な目標年次もある程度市民の方にわかるように今回は全体の中のこの部分だけを作ったということを明らかにしておかないとわかりにくいと思う。特に、他市の例でいくと、景観計画を作られているが、見直されているところとか、もしくは非常にわかりにくいパターンがあって、姫路などの景観の仕組みというのはよく読まないと経緯がわからない。そういうことにならないようにしないとせつかく作ったものが何なのかがよくわからないのでその辺のことを今後どうするか。

部会長：それをお話しようと思っていたのだが、次回から都市計画的な観点の中の景観の話をしていただくし、次々回下村副部会長から緑の観点でということだった。その次の会はこれを全部読みこなすのではなく、ぼんと渡されても専門家でないとしてどうやって読んだらいいのか、何に使えるのかわからない。この3冊はどう読んでどう使えるのかといった解説も次の会ぐらいにいるのかなと思う。それがわかればこれで十分だという話もでてくるし、内容的に古くなっている部分を変えたらいいのかとか、足りない部分を付け足したらいいのかということが見えるような、この読みこなし方、役割といった解説もいるかと思う。下村副部会長がおっしゃっていたが、これはすごくいい本。特にこのマニュアルなどはここまでしっかり書き込んでらっしゃるので、これは改定する必要がないほどしっかりと書いているなというのが私の個人的意見。ただ、古くなっているところは変えていかないといけない。そういうところを少し加筆させていただいてやっていけば、先ほどの話も見えてくる。

委員：次回都市計画の話をしていただけるということなので、私の希望だが、生駒市が今後総合計画で向こう10年20年という計画を作っているの、それとの関係が

どうなっていくのかということも併せて私たちに分かりやすいようなものを含めてほしい。具体的に言うと、第二工区のまちづくりとか、20年以内の視野に入ってきているので、それとの関係も絡ませながら解説していただければと思う。

部会長：それは都市計画関係ではない。

委員：定点でどうのこうのということも大事だが、やはり都市計画というのは時間軸があって、発展していくのでその辺りがどうなのかと。

部会長：そういうご要望があったということをお伝えしておいて、受ける受けないは考えていただけたらと思うが、4回目ぐらいに出てくる話だと思っている。1、2分で簡単に解説させていただくと、第二工区はもともと林森が残っていた。そこを守るという観点からスタートするか、開発をするという観点で、でも緑を残しながら景観に配慮しながら開発をするという観点にするのかは全然スタートラインが違うし、やり方が違う。おそらく総合計画で決めるのは一番最初の部分。ここをそのままでするのか、どうするのか。それが決まれば景観計画なり他の計画でどういう形で守っていくのか、作っていくのかという話。マニュアルのところで少し話しをさせていただくことになるのかなと思っている。そこが入るとまた都市計画の話があちこちになってしまうので。後はいいですか。もし、明日以降にでも思いつきでこういう話もしてほしいというのがあれば事務局に言っていただければ。概ね3回ぐらいのネタはできた。

#### (4) その他

次回の日程調整について

以上。